

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和5年6月8日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号。以下「法」という。）に係る平成28年2月18日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、令和4年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

第1 事業の概況について

- 令和2年度から集中実施期間の後半5年間を迎えるにあたり、政府一体となって遺骨収集事業の取組をより一層推進するため、令和元年12月に、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定している。

令和4年度は、当該戦略に基づき定めた「令和4年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況や外務省が発出する危険情報等の影響を受けながらも、可能な範囲で事業を実施した。

- 令和5年度においても、引き続きこうした国内外の情勢等を踏まえ、「令和5年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（別添）に沿って、事業を実施することとしている。

第2 指定法人の事業計画の策定及び指導監督等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が令和4年度に行う業務について、令和4年2月に「令和4年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は、当該指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年3月に厚生労働省に提出した。

厚生労働省は、同年4月に指定法人と委託契約を締結し、指定法人による令和4年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。

指定法人は、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況や外務省が発出する危険情報等を踏まえ、可能な範囲で現地調査及び遺骨収集を実施した。

- 指定法人は、法第12条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和3年度の事業報告書及び収支決算書を、令和4年6月に厚生労働大臣に提出した。

- 厚生労働省は、令和4年9月に、令和3年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。また、令和5年3月に「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、令和4年度の遺骨収集事業の実施状況等及び同年度の指導監査結果について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言を得た。

第3 情報の収集等

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）では、集中実施期間において、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査といった、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

1. 米国で保管されている資料の取得並びに情報の精査及び分析

- 令和4年度は、厚生労働省及び指定法人が、米国海軍設営隊資料館（米国海軍工兵博物館）に2回、職員及び派遣団員を派遣し、当該資料館で保管されている、令和2年に機密指定が解除された資料のうち日本人戦没者の埋葬地点や集団埋葬地に関連する文書（4,486ファイル合計86,942枚）について調査を実施し、日本人戦没者の埋葬地点や集団埋葬地と思われる記載がある84枚の資料を取得した。取得した資料については、厚生労働省において精査及び分析を行い、現地調査に活用することとしている。

【参考：令和4年度資料調査実施状況】

国名	調査施設	派遣期間	調査ファイル数	調査資料枚数	取得資料枚数
米国	米国海軍設営隊資料館（米国海軍工兵博物館）	10月23日～11月6日（15日間）	3,281	40,279	77
		1月15日～1月29日（15日間）	1,205	46,663	7
合計			4,486	86,942	84

2. 現地調査

- 令和4年度は、厚生労働省及び指定法人が、沖縄へ1回、マリアナ諸島へ8回、パラオ諸島へ4回、トラック諸島へ1回、バヌアツへ1回、フィリピンへ1回、インドへ4回、バングラデシュへ2回、インドネシアへ1回、東部ニューギニアへ4回、ビスマーク・ソロモン諸島へ3回及び旧ソ連地域へ1回の計31回職員及び派遣団員を派遣し、現地調査を実施し、遺骨の有無の確認を行った。

【参考：令和4年度現地調査実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間
日本	沖縄	3月6日～3月9日（4日間） （注1）

マリアナ諸島	テニアン島	4月27日～5月11日（15日間）
	グアム島	7月7日～7月17日（11日間） （注2）
	サイパン島	8月17日～8月27日（11日間） （注3）
	テニアン島	9月14日～9月29日（16日間）
	サイパン島	11月20日～12月4日（15日間）
		1月29日～2月10日（13日間）
	グアム島	2月1日～2月8日（8日間） （注2）
テニアン島	2月22日～3月9日（16日間）	
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	5月17日～5月29日（13日間） （注2）
	ペリリュー島、ゲドブス島、アンガウル島、 三ツ子島	7月20日～8月1日（13日間） （注2）
	ペリリュー島、ゲドブス島、アンガウル島	9月15日～9月28日（14日間） （注2）
		2月20日～3月6日（15日間） （注2）
トラック諸島	チューク州	3月7日～3月17日（11日間）
バヌアツ	エスピリトゥサント島	12月4日～12月11日（8日間） （注2）
フィリピン	タルラック州	11月6日～11月19日（14日間） （注2）
インド	マニプール州、ナガランド州	4月18日～4月26日（9日間）
		9月4日～9月20日（17日間）
		11月13日～11月28日（16日間） （注4）
	マニプール州	2月18日～3月6日（17日間） （注4）
バングラデシュ	ダッカ県、チッタゴン県、クミッタ県	2月3日～2月11日（9日間）
	チッタゴン県、クミッタ県	3月18日～3月25日（8日間）
インドネシア	パプア州	3月6日～3月18日（13日間）
東部ニューギニア	ポートモレスビー	7月10日～7月16日（7日間）
		10月22日～10月29日（8日間）
	東セピック州、オロ州、モロベ州	1月20日～2月1日（13日間）
	東セピック州	3月6日～3月15日（10日間） （注5）
ビスマーク・ソロ	ニューブリテン島、ブカ島	12月11日～12月18日（8日間）

モン諸島	ニューブリテン島	1月15日～1月25日（11日間）
	ガダルカナル島	3月12日～3月23日（12日間）
旧ソ連	カザフスタン	8月23日～9月9日（18日間）

- (注1) 沖縄での厚生労働省と沖縄県の役割分担に基づき、大規模壕での調査を実施した。
(注2) 米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施した。
(注3) 派遣団員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことから、日程を短縮した。
(注4) 英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施した。
(注5) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施した。

第4 戦没者の遺骨収集

- 戦没者の遺骨収集については、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査によって収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。
- また、令和2年5月に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（以下「抜本的な見直し方針」という。）を取りまとめ、遺骨収容のプロセスに関して、収容時の形質鑑定等において日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等の抜本的な見直しを行った。同年9月には、抜本的な見直し方針に基づき、「戦没者遺骨収集等における手順書」を改訂し、当該手順書に沿って遺骨収集を実施している。
- 令和4年度は、厚生労働省及び指定法人が、硫黄島へ4回、パラオ諸島へ1回、インドへ3回、インドネシアへ1回、東部ニューギニアへ1回、旧ソ連地域へ1回及びニュージーランドへ1回の計12回職員及び派遣団員を派遣した。また、沖縄においては、沖縄県に委託して、遺骨収集を実施した。
これらの結果、令和4年度は、227柱相当の検体を採取するとともに、121柱の遺骨を収容した。
- 本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式を行っており、令和4年度は、硫黄島において収容した遺骨について、3回の遺骨引渡式を行った。

【参考：令和4年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	検体採取数 (柱相当) (注2)	収容柱数
日本	硫黄島	7月19日～8月4日 (17日間) (注1)	—	—
		9月28日～10月13日 (16日間)	21	21

		11月20日～12月6日 (17日間)	29	29
		1月31日～2月16日 (17日間)	25	25
	沖縄		46	46(注4)
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	11月28日～12月13日 (16日間)	74	—
インド	マニプル州、ナガランド州	4月18日～4月26日 (9日間)	2	—
		9月4日～9月20日 (17日間)	5	—
	マニプル州	2月18日～3月6日 (17日間)	—	—
インドネシア	パプア州	3月6日～3月18日 (13日間)	—	—
東部ニューギニア	東セピック州、オロ州、モロベ州	1月20日～2月1日 (13日間)	23	—
旧ソ連	カザフスタン	8月23日～9月9日 (18日間)	1	—
ニュージーランド	オークランド	2月13日～2月17日 (5日間)	1(注3)	—
合計			227	121

(注1) 遺骨収集団員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことから、日程を短縮した。

(注2) 検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

(注3) ニュージーランドの博物館が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

(注4) 現在、古墓由来の遺骨かどうかの確認中であるため暫定値である。そのため合計値にも変更が生じる可能性がある。

第5 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達

- 遺骨の科学的な鑑定体制を強化するため、厚生労働省に「戦没者遺骨鑑定センター」を令和2年7月に立ち上げ、外部専門家も登用し、遺骨鑑定に関する研究等に取り組んでいる。また、法医学、人類学等の専門的知識を有する者で構成する「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」において、戦没者の遺骨鑑定の状況や新たな鑑定技術の活用等について議論を行った。
- 令和4年度は、DNA鑑定の体制強化及び迅速化を図るため、遺骨のDNA鑑定を委託している12の鑑定機関(大学)に加えて、厚生労働省自らもDNA鑑定分析官等の専門職員を雇用し、令和4年9月に厚生労働省戦没者遺骨鑑定センターに「戦没者遺骨鑑定センター分室(DNA分析施設)」を設置した。
12の鑑定機関(大学)と厚生労働省の分析施設において、収容した遺骨を遺族に返

還することを目的とした身元特定のためのDNA鑑定を遺族からの申請により実施している。また、抜本的な見直し方針に基づき、収容した遺骨の形質鑑定の結果やDNA鑑定結果、埋葬情報、遺留品等を総合的に勘案し所属集団判定を実施している。

- 日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」を、令和4年度は4回開催し、2,265件（うち令和3年度に採取した検体2件）の判定を行った。このうち「日本人の遺骨である」と判定された遺骨は2,059件（同2件）であった。また、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された遺骨は4件、総合的にみて日本人の遺骨と判定する科学的根拠が確認できず判定不可とされた遺骨は10件、残る192件については更なる分析を行うこととした。
- 遺族に遺骨を返還するため身元を特定する「身元特定DNA鑑定会議」を、令和4年度は5回開催し、919件の鑑定結果が得られ、21件について身元が判明した。
- また、身元特定のためのDNA鑑定は、従来は遺留品等の手掛かり情報がある場合に実施していたが、遺族の高齢化等を踏まえ、沖縄で収容された遺骨については平成29年度から、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨については令和2年度から、遺留品等の手掛かり情報がない場合であっても広報を通じて戦没者の遺族からの申請を募り、DNA鑑定を試行的に実施した。
この結果、キリバス共和国の遺骨2柱及び硫黄島の遺骨2柱の身元が判明したこと等を踏まえ、令和3年10月からは、厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域を対象に、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施し、令和4年度は、新たに硫黄島の遺骨1柱の身元が判明した。
令和4年度は、全国紙等への広告掲載、市町村窓口及び高齢者施設へのリーフレット配布やポスター掲示等に加えて、関係する遺族に直接案内が届くように、恩給や援護年金受給者を対象に、受給額のお知らせにリーフレットを同封して発送するなどの周知を行ったところであり、同年度の申請受付件数は909件であった。
- 令和3年度に身元が判明した遺骨のうち3柱と、令和4年度に身元が判明した遺骨のうち11柱の計14柱を遺族に引き渡した。身元が判明しなかった遺骨については、例年5月に行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例年より規模を縮小して式を挙行し、当該墓苑に丁重に納骨した。

第6 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関の協力を得て、協議等を行った。
- 具体的には、インド共和国政府、インドネシア共和国政府、カザフスタン共和国政府及びソロモン諸島政府と協議を行い、抜本的な見直し方針に基づく日本側の新たな

遺骨収容及び遺骨鑑定のプロセス等について説明を行い、了承を得た。

また、パラオ共和国政府と、令和3年度に実施した協議に基づき、抜本的な見直し方針に対応した改定覚書を取り交わすとともに、インドネシア共和国政府と、令和元年度に署名した遺骨収集協定の3年間の延長についての書簡を取り交わした。

第7 戦没者の遺骨収集等に係る予算額

- 戦没者の遺骨収集等に係る予算額については、令和4年度は3,279百万円、令和5年度は3,323百万円である。

第8 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。

第9 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 第6に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、戦没者の遺骨収集事業を実施するに当たり、海外での遺骨収集事業が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省との間では、平成25年7月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受けて実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。

令和5年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和5年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」（令和元年12月17日戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、令和5年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、オーストラリア1班、インド2班、北ボルネオ1班、モンゴル1班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、フィリピン14班、インドネシア3班、アッツ島1班、バングラデシュ1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域	令和5年9月下旬 ~ 10月上旬
	バゴー地域東部、バゴー地域西部	10月下旬 ~ 11月上旬
	モン州、マンダレー地域	12月上旬 ~ 12月下旬
	バゴー地域東部、チン州	令和6年1月下旬 ~ 2月上旬
マリアナ諸島	テニアン島	令和5年5月中旬 ~ 5月下旬
	グアム島	6月下旬 ~ 7月中旬
	パガン島	7月中旬 ~ 7月下旬
	サイパン島	8月下旬 ~ 9月上旬
	テニアン島	9月中旬 ~ 9月下旬
	グアム島	10月中旬 ~ 10月下旬
	サイパン島	令和6年1月下旬 ~ 2月上旬
	テニアン島	2月下旬 ~ 3月上旬

パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー島	令和5年 5月中旬	～	5月下旬
		7月中旬	～	8月上旬
		9月中旬	～	10月上旬
		令和6年 2月下旬	～	3月上旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和5年 10月中旬	～	令和6年 3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年 9月中旬	～	令和6年 3月下旬
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	令和5年 7月上旬	～	令和6年 3月下旬
東部ニューギニア	マダン州、ミルンベイ州	令和5年 5月中旬	～	5月下旬
	サンダウン州、東セピック州	6月下旬	～	7月中旬
	マダン州、東セピック州	7月中旬	～	8月上旬
	オロ州、モロベ州	8月下旬	～	9月中旬
	サンダウン州、東セピック州	9月下旬	～	10月中旬
	ミルンベイ州、セントラル州	10月下旬	～	11月中旬
	オロ州、モロベ州	11月下旬	～	12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和5年 5月下旬	～	6月上旬
		7月下旬	～	8月上旬
	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	9月上旬	～	9月下旬
	ニューブリテン諸島、ベララベラ島	11月中旬	～	12月上旬
	ブーゲンビル島	令和6年 1月下旬	～	2月上旬
	ガダルカナル島、ツラギ島、ガブツ島等	3月上旬	～	3月下旬
オーストラリア	地域未定	令和5年 5月下旬	～	令和6年 3月下旬

インド	マニプール州、ナガランド州	令和5年 10月上旬	～	10月中旬
		11月下旬	～	12月上旬
北ボルネオ	地域未定	令和5年 9月下旬	～	令和6年 3月下旬
モンゴル	地域未定	令和5年 5月下旬	～	8月中旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	地域未定	令和5年 6月下旬	～	11月下旬
フィリピン	タルラック州	令和5年 8月上旬	～	8月中旬
	パンパンガ州	8月上旬	～	8月中旬
	バターン州	9月上旬	～	9月中旬
	サンパレス州	9月上旬	～	9月中旬
	パンガシナン州、ヌエバエシハ州	10月上旬	～	10月中旬
	パンガシナン州	10月上旬	～	10月中旬
	ベンゲット州、ラウニオン州	11月上旬	～	11月中旬
	ベンゲット州	12月上旬	～	12月中旬
		12月上旬	～	12月中旬
	ケソン州、ラグナ州、バタングス州、リサール州	令和6年 1月上旬	～	1月中旬
	ヌエバビスカヤ州	1月上旬	～	1月中旬
	イサベラ州、リサール州	2月上旬	～	2月中旬
	カガヤン州、リサール州	2月上旬	～	2月中旬
ベンゲット州	3月中旬	～	3月下旬	
インドネシア	パプア州	令和5年 11月上旬	～	11月中旬
	西パプア州	令和6年 1月中旬	～	1月下旬
	パプア州	3月上旬	～	3月中旬
アッツ島	地域未定	令和5年 4月上旬	～	令和6年 3月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和5年 4月中旬	～	令和6年 3月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島3班、バヌアツ1班、インド1班、モンゴル1班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、フィリピン2班、インドネシア2班、バングラデシュ1班、その他地域2班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	令和6年2月中旬 ~ 2月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和5年11月下旬 ~ 12月上旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アングウル島等	令和5年11月下旬 ~ 12月中旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和5年8月中旬 ~ 令和6年3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年9月中旬 ~ 令和6年3月下旬
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	令和5年11月上旬 ~ 令和6年3月下旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州	令和6年2月中旬 ~ 2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	令和5年7月下旬 ~ 8月上旬
		10月下旬 ~ 11月中旬
		令和6年3月上旬 ~ 3月下旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和5年12月上旬 ~ 令和6年3月下旬
インド	マニプール州、ナガランド州	令和6年2月中旬 ~ 2月下旬
モンゴル	地域未定	令和5年7月下旬 ~ 8月中旬
樺太・千島 （北樺太を除く）	スミルヌイフ、ユジノサハリンスク	令和5年11月上旬 ~ 11月下旬

フィリピン	ルソン島	令和5年11月頃
		令和6年3月頃
インドネシア	パプア州	令和5年7月中旬 ~ 7月下旬
		9月中旬 ~ 9月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和5年11月中旬 ~ 令和6年3月下旬
その他	ミクロネシア・ヤップ州	令和5年10月下旬 ~ 令和6年3月下旬
		令和6年1月中旬 ~ 3月下旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年5月下旬 ~ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ~ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ~ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、クズルオルダ州等	令和5年6月中旬 ~ 6月下旬

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年 7月下旬 ~ 8月上旬
		7月下旬 ~ 8月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬 ~ 9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、カラダ ンダ州	令和5年 8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、新たに調査が可能になった施設や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった施設について、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、北ボルネオ、フィリピン、インドネシアにおいて、適任者の選定及び調整を行う。

- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏に取りまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方（令和2年8月厚生労働省社会・援護局）」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和5年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省自らがDNA鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置した。

令和2年5月に取りまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き、鑑定体制の充実、鑑定の迅速化に努めていく。

7. その他

- 新型コロナウイルスの感染状況や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。